

第Ⅶ章 大綱

本章では、第Ⅴ章での史跡の価値と第Ⅵ章での現状と課題の整理を踏まえ、史跡の管理団体である飯田市が、史跡飯田古墳群の本質的価値を適切に保存活用するにあたっての基本事項を大綱として示す。

●史跡飯田古墳群を「地域の宝」として後世に守り伝える

日本の古代史を語る重要な歴史資産である史跡飯田古墳群は、地域の魅力を示す「地域の宝」でもあることから、土地所有者及び関係者、地域住民や諸団体と連携・協働して、確実に後世に守り伝える。

●史跡飯田古墳群の多様性を活かした活用・整備を図る

史跡飯田古墳群を現地公開し、調査研究に基づく史跡の多様性を活かした活用・整備を図る。さらに、地域や諸団体と連携・協働して、学びの場、交流の場として活用・整備し、地域の魅力として広く情報発信を図る。

●史跡飯田古墳群を保存継承するため、管理運営、活用・整備に係る体制を整備する

行政内での連携体制を強化するとともに、地域と一体となった推進体制を整備する。